

富田林市で創業をお考えの皆さんへ

創業資金を  
最大 **30** 万円  
補助します！

／ 広告宣伝費 ／

／ 店舗等改装費 ／



## 富田林市創業支援補助金

### 補助対象経費の2分の1以内

対象経費：広告宣伝費（最大10万円まで補助）※いずれか1回まで  
店舗等改装費（最大30万円まで補助）

※補助金の申請については創業セミナーに参加し、証明書を発行することが必要となります。  
※事前申請などの条件があり、補助金交付には審査があります。

裏面をご確認の上、利用を検討される方は事前に必ず商工観光課までご連絡ください。

## 申請書類

- ①補助対象経費の見積書
- ②工事箇所の平面図または工事予定図【店舗等改装費の場合】
- ③事業の内容が分かる書類（事業計画書、仕様書等）
- ④創業支援証明書または創業支援確認書
- ⑤住民票の写し
- ⑥市町村民税に滞納がないことの証明書（納税証明書等）
- ⑦直近の登記事項証明書（建物）の写し【自己所有の場合】
- ⑧賃貸借契約書の写し【賃貸の場合】
- ⑨週4日以上かつ継続して1年以上営業を行う旨の宣誓書
- ⑩風俗営業等を行わない旨の宣誓書【飲食店のみ】
- ⑪開業届出書の写しまたは法人設立届出書の写し【創業後1年以内の者のみ】

上記以外で審査に必要な書類を提出いただく場合もあります。

## 補助対象者

下記①～⑫いずれにも該当する者。

- ①本社機能を有する事業所等を本市内で恒常的に設置する者。
- ②申請日において創業の日を迎えていない者または創業の日後1年以内の者。（既に事業を開始している者を除く。）
- ③営利を目的とした事業を行う者。
- ④産業競争力強化法に基づき本市が策定した創業支援等事業計画による支援を受けており、本市により創業支援証明書又は創業支援確認書の発行を受けている者。
- ⑤許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受ける者。
- ⑥中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種を行う者。
- ⑦建築基準法、消防法その他関係法令を遵守する者。
- ⑧週4日以上かつ継続して1年以上営業活動を行う者。
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を行わない者またこれに類する営業を行わない者
- ⑩フランチャイズ契約、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行わない者
- ⑪他の者が行っていた事業の一部又は全部の承継をされ事業を行う者でないこと。
- ⑫本市又は本市以外の市区町村民税を滞納していない者

上記いずれにも該当した場合であっても、審査の結果、補助金の対象とならない場合があります。

## お問い合わせ

富田林市 産業まちづくり部 商工観光課  
0721-25-1000（内線481）  
syokoukankou@city.tondabayashi.lg.jp